みつわ台３丁目４番住宅管理組合みどりの協定

（協定の目的）

第　１　条　　この協定は、私達のマンションが緑につつまれ四季折々の変化が感じられるようなしっとりとした潤いのある快適な環境を整備することを目的とします。

（協定の名称）

第　２　条　　この協定は、みつわ台３丁目４番住宅管理組合みどりの協定（以下「協定」といいます）といいます。

（協定区域）

第　３　条　　協定の区域は、別紙図面に表示するみつわ台３丁目４番住宅管理組合（以下「管理組合」という）の管理する区域とします。

（協定の締結）

第　４　条　　この協定は、都市緑地保全法（昭和４８年法律第７２号以下「法律」といいます）第１４条の規定にもとづいて締結するものとします。

（協定の効力）

第　５　条　　この協定は第１条の目的を達成するため法律にもとづいて認可がされた日から効力が生じます。またこの日以降に新たに土地所有者となった者に対しても、その効力がおよぶものとします。

（協定の変更および廃止）

第　６　条　　協定事項を変更しようとするときは、協定者全員の賛成によることとします。

２．　協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の賛成によることとします。

（協定の有効期間）

第　７　条　　この協定の有効期間は１０年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合、さらに１０年間延長するものとします。

（植栽に関する事項）

第 8 条　第1条の目的を達成するため植える木について次のとおりきめます。

1. 植える木の種類

植える木は、私達のマンションのみどりを豊かにするばかりでなく近隣の環境をよくするとともに、新しい街に自然を回復させるためこの地区に適する樹木を次から選び植えるものとします。

(1) 花の咲く木　　つばき，さるすべり，もくせい，さざんか，くちなし
ふじ，つつじ，こぶし，もくれん　等

(2) 果実がなる木　　かき，もも，いちじく，うめ，ざくろ，くり，びわ，
柑橘類，さくらんぼ　等

(3) 常　緑　樹　　かいづかいぶき，まてばしい　等

（植栽、樹木の管理）

第 9 条　協定者は、植栽した樹木を大切に保護するよう努めます。

(2) 植栽は管理組合に委任します。管理組合は植栽方法を定め目的を実現するため、樹木の病虫駆除、施肥、剪定等の管理をします。

(3) 植栽した樹木を伐採し、もしくは移植するときは管理組合の規約にもとづいて行うものとします。

（協定に違反したとき）

第 10 条　故意、または重大な過失により、植栽した樹木等を伐採、損傷し協定に違反した場合、違反者に対して原状に回復することを求めることができます。